

事務連絡
令和2年7月27日

各障害福祉サービス等事業者様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）の申請書の提出について

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、国において令和2年度の第二次補正予算が成立し、標記の事業が創設されたため、東京都においても下記のとおり実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 事業目的

障害福祉サービス等が新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされている障害者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するため、以下の3つの事業を実施します。

なお、詳細なご案内については以下のホームページに掲載しておりますので、対象となる施設や事業所、申請方法及び要綱等についてご確認いただきますようお願いいたします。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/houkatushien/houkatushien_jigyou.html

2 事業概要

(1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

全ての障害福祉サービス等提供事業者（※）に対し、令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費※を補助します。

※上限額は、サービス毎に設定しているため、ホームページでご確認ください。

(2) 障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業

令和2年1月24日から6月30日までの間に、上記（1）の障害福祉サービス施設・事業所及び一部の地域生活支援事業（注）を対象に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員を対象に、以下の区分に応じて慰労金を支給します。

（注）地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援事業、盲ろう者向け通訳、介助員派遣事業



(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所を対象に、1利用者につき1,500円から2,500円を上限に補助金を支給します。

イ 在宅サービス事業所における環境整備への助成

令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所を対象に、20万円を上限に補助金を支給します。

3 提出書類及び提出方法

福祉保健局のホームページ上でご案内しておりますので、ご確認ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/houkatushien/houkatushien_jigyuu.html

4 申請受付及び交付スケジュール

令和2年7月28日（火曜日）から受付を開始いたします。以後、毎月順次受付を行い、受付の翌月末から翌々月上旬に交付を行います。当面のスケジュールは以下のとおり予定しています。

- ・7月末までの申請分 8月末～9月上旬交付予定
- ・8月末までの申請分 9月末～10月上旬交付予定

※申請受付から2か月程度でご指定いただいた口座等へ振込予定です。

ただし、提出書類に不備等がある場合、振込予定日までにお支払いができず、次回以降の振込日に延期となりますので、ご了承ください。

- ・電子請求受付システムを介しての東京都国民健康保険団体連合会への申請は令和2年11月末までとなります。

5 その他

(1) 申請マニュアルやFAQをよくお読みいただき、十分にご確認いただいた上で申請してください。

(2) 7月末の締切に提出が間に合わない場合であっても、翌月以降の申請が可能となっております。

すので、提出書類に漏れのないようご準備いただいた上での申請をお願いいたします。

(3) 電子請求受付システムに関するご質問は、「障害者総合支援電子請求ヘルプデスク」にお問合せください。

6 お問い合わせ

ご不明点等がございましたら、以下の連絡先までお願いいたします。

【制度に関すること：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部】

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話問い合わせ窓口

03-5253-1111 (内線7096、7097)

(受付時間は、9:30～18:00 土日祝日を除く ※7月までを予定)

【申請方法に関すること：東京都福祉保健局障害者施策推進部】

障害福祉サービス包括支援交付金コールセンター 03-5320-4329 (直通)

(受付時間は、9:00～12:00、13:00～17:00 土日祝日を除く)

【電子請求受付システムに関すること：障害者総合支援電子請求ヘルプデスク】

0570-059-403 (音声ガイダンス後「2」を押下)

【令和2年7月～令和2年8月】 (平日) 10:00～20:00

(土日祝) 10:00～17:00

【令和2年9月～令和3年3月】 (平日) 10:00～17:00

※東京都国民健康保険団体への申請は令和2年11月末までとなります。